

NEWS RELEASE

令和2年2月28日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

広報室

JSC 第三者相談・調査制度相談窓口

「LINE」での相談受付を開始します

日本スポーツ振興センター（JSC: JAPAN SPORT COUNCIL）は、トップアスリートを対象とするスポーツ指導における暴力やハラスメントに関する相談について、3月1日よりソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）であるLINEでの受け付けを開始します。

JSCでは、第三者相談・調査制度の相談窓口を2014年1月に開設し、トップアスリートへの暴力行為等の相談に対応してきました。現在は電子メールにて相談受付を行っておりますが、より利用しやすい環境を整備するため、2019年2～3月に実施した試験導入を経て、LINEでの受付を本格的に開始することとしました。

LINE相談のアカウントでは相談の受付を行うほか、友だち登録をしているアスリートに対しスポーツ・インテグリティに関する情報を発信するなど、アスリートを取り巻く環境の整備とスポーツ界のインテグリティ確保のための活動に貢献していきます。

なお、第三者相談・調査制度の利用対象者の範囲は、従前、オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会代表選手及びJOC/JPC強化指定選手としておりましたが、中央競技団体が独自に指定するオリンピック・パラリンピック競技種目の強化指定選手までの拡大を2019年11月に実施しております。これにより、現在対象となる強化指定を受けているアスリートはおよそ倍となる約4,200名（2019年8月調査時点）となっています。

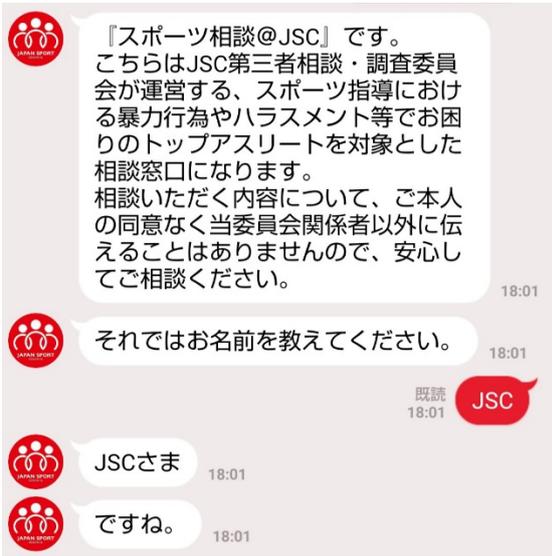
記

1. LINEでの相談受付開始
・2020（令和2）年3月1日（日）
2. 対象者（JSC 第三者相談・調査制度の対象者と同じ）
 - ・オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会代表選手
 - ・公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）が認定するオリンピック強化指定選手
 - ・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（JPC）が認定するJPC強化指定選手
 - ・JOC/JPCに加盟する中央競技団体が独自に指定するオリンピック・パラリンピック競技種目の強化指定選手
 - ・上記の地位・身分でなくなってから相談時点で4年を経ない者
3. 対象となる相談内容
以下のスポーツ指導における暴力行為等
 - ① 身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為（体罰など）

- ② ①に準じる心身に有害な影響を及ぼす言動（パワハラ、セクハラなど）
- ③ その他競技者の能力・適性にふさわしくないスポーツ指導（罰走など、競技力向上とは明らかに無関係で不合理な指導）

4. LINE による相談受付の概要

- ・専用の BOT システムにより、チャット形式で相談者情報及び相談内容を整理し、JSC 第三者相談・調査委員会事務局に送信される仕組み。
- ・相談者はLINE 上で専用アカウントへの友だち登録が必要。
- ・友だち登録後、24 時間いつでも相談受付が可能となる。
- ・登録、利用は無料。
- ・対象のアスリートには、JSC から直接又は中央競技団体を通して登録方法等を周知する。
- ・友だち登録者には、定期的にスポーツ・インテグリティ確保に関する情報を提供予定。

画面例	説明
	<p>LINE 相談アカウントに表示されるメニュー画面です。</p> <p>JSC の窓口への相談に加え、他団体の相談窓口の紹介やドーピング通報窓口の紹介も行い、適切な窓口を探し出せるように工夫をしています。</p>
	<p>相談のチャット例です。</p> <p>専用の BOT システムにより、相談者からの応答を一つずつ確認しながら進めていきます。</p> <p>チャットにより相談者情報および相談内容を整理したものが JSC 第三者相談・調査委員会事務局に送信されます。</p>